



2003.12.5 JPNIC Open Policy Meeting

# JPNICポリシー文書の改訂について

(社)日本ネットワークインフォメーションセンター  
IP事業部 鈴木由佳



## 今回の文書改訂の目的

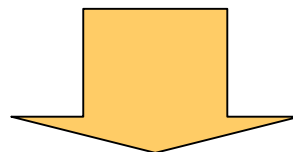
- ◆ 現在公開中の「JPNICにおけるアドレス空間管理ポリシー」文書の内容が、実際の運用形態を反映していない部分があります。
- ◆ 基本的に運用済みの内容を反映させ、用語の修正を行います。
- ◆ 今回の文書改訂によって、APNICポリシー文書との整合を取りたいと考えています。
  - 基本的に運用上の変更は発生しません。



## 提案の背景(1)

### ◆「JPNICアドレス空間管理ポリシー」

- APNICのポリシー(APNIC-076)文書をもとに作成
- APNICのポリシー文書変更に伴い適宜変更されるもの



現状

APNICポリシーの緩和にあわせて適宜JPNICにて取り入れ、運用している内容が、施行中のJPNICポリシー文書に反映できていない。

運用上取り入れていたとはいえ、厳密にいうとポリシー文書に沿って運用するという点においてJPNICとして達成できていない。



## 提案の背景(2)

### ◆今回改訂至った理由

- 2003/5~2003/6にかけてのAPNICへのスタッフ派遣により、APNICの運用、アドレスの管理の考え方等がJPNICとしてより理解できたこと
- 実際の運用が文書に反映できていない点を修正し、APNICポリシ文書との一貫性を維持し、両者のポリシ文書の内容が違ふことでの混乱を招くことを避けたい



# 文書に反映する点

- ◆ APNICのポリシ(APNIC-086)文書にあわせる
  - 2002年7月のJPNIC-OPMで運用については報告済みの点を反映
    - ◆ 連絡担当者の登録
    - ◆ データベースの登録
    - ◆ ケーブルネットワーク申請の審議ガイドライン
  - APNICの運用を見ながら、適宜取り入れてきた点を反映
  - 現在の状況を反映していない古い記述の修正



## 主な反映点(1)

### ◆登録の必要性

- データベース登録に関するオプションが追加

割り当ては登録されなければならない。

/30、または/30より小さいネットワークの割り当てに関しては、IP指定事業者とネットワーク管理者の裁量により別途登録してもよい。



## 主な反映点(2)

### ◆ 連絡担当者の登録

- 運用責任者の登録者にオプションが追加

運用責任者はその組織を代表するものでなければならないが、その組織から運用責任者を設けるのが非現実的だという例外的な状況下にあるネットワークの場合、IP指定事業者の技術担当者を運用責任者として登録してもよい。



## 主な反映点(3)

### ◆プライベートアドレス空間

- FW内のネットワークについて、記述が変更

ファイアウォールを経由してインターネットに接続しているネットワークや、技術的にパブリックなアドレス空間を利用する必要のないネットワークでのアドレス利用に適している場合がある。

一般的に、プライベートアドレス空間は、インターネットに接続されないネットワークに使用されるべきである。





## 主な反映点(4)

- ◆ IP指定事業者のアサインメントウィンドウの最大サイズ
- ◆ 追加割り振りのサイズについて
  - 2002/7のJPNIC-OPMでAPNICおよび他のNIRの状況を確認してから、取り入れるとしていたもの

## 主な反映点(5)

- ◆ 個別の案件については**審議のガイドライン**として別途立ち上げ

現ポリシー文書の  
「8. 特定のケース」

- ◆ 用語、構成の微修正

- 項目分けをし内容を整理、若干記載の順序を変更(内容については変更なし)
- 用語の微修正(APNICポリシー文書と表現の統一)



# 「申請審議ガイドライン」とは

- ◆ 申請審議や特定の技術について述べたもので申請審議のサポートとなることを目標としている文書
  - ポリシ文書とは違う
    - ◆ ポリシ文書ではカバーできない点を補完
    - ◆ 状況に応じて随時変更されるもの
  - 現在公開されている「JPNICにおけるアドレス空間管理ポリシ」の「8.特定のケース」が独立

申請審議のガイドラインもアドレスポリシ文書同様、APNICのガイドラインを参考に作成される。



# ガイドラインに含まれる内容(1)

## ◆ ケーブル/DSLサービス(初回申請審議)

### ➤ 機器情報

### ➤ CMTS 1台に対し「/24」

- ◆ それ以上のアドレスが必要となる場合は、機器の詳細情報等の追加で説明が必要

ブートストラップ期間は、新規にサービスを開始する既存、新規のISPにどちらでも適用可能である。

ブートストラップ要件を適用するかどうかは、申請側の判断に任せる。



## ガイドラインに含まれる内容(2)

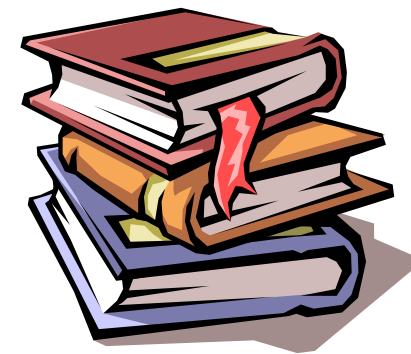
- ◆ ケーブル/DSLサービス(追加申請審議)
  - ヘッドエンドごとの機器設置計画
  - 過去3ヶ月の加入実績に基づいた今後12ヶ月の加入者予測(実績のデータはMRTGでもよい)
    - ◆ もし、過去の実績を上回る予測をされている場合は、追加で説明が必要になる。
  - 機器の領収書(必要に応じて)
  - /22以上の大きなネットワークには、JPNICによってランダムに選択されたヘッドエンドの詳細な情報による特別な確認(一意性の確認)が必要になる場合がある。



## ガイドラインに含まれる内容(3)

### その他申請審議のガイドラインに含まれる内容

- ◆ 静的/動的 割り当て
- ◆ IPアンナナバード
- ◆ 複数IPアドレスの割り当て
- ◆ バーチャルWebホスティング
- ◆ プライベートアドレス空間
- ◆ NAT
- ◆ GPRS申請のガイドライン





## 提案内容

- ◆ 現在のJPNICポリシー文書を改訂する
  - 実際の運用済み内容の反映
  - 使用表現、用語の修正、構成の統一
    - ◆ APNICポリシー(APNIC-086)にあわせる
  - 審議ガイドラインの別途立ち上げ



## 今後の進め方

- ◆ ポリシ文書改訂が確定した際には、JPNICの文書改訂基準に従い、適切な周知期間を経て改訂後のポリシ文書を施行していきます。
- ◆ あわせて審議申請ガイドラインも公開いたします。





## 参考情報

### ◆ ポリシ改訂、ガイドライン作成のために参考にしたAPNICの文書

- 「アジア太平洋地域におけるアドレス空間管理ポリシ」翻訳文

<http://www.nic.ad.jp/ja/translation/apnic/apnic-086-j-2.html>

- 「IPv4割り振り/割り当て申請のためのAPNICガイドライン」翻訳文

<http://www.nic.ad.jp/ja/translation/apnic/apnic-guideline-IPv4-request-j.html>



# Q&A

